

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

- ・ 物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

- ・ 物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

- ・ 物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

- ・ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

- ・ 現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・ 物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

- ・ 記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

- ・ 物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

- ・ 物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 物件及び隣接地の崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

- ・ 物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（P. 23 参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

- ※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。
- ・施設の種類

「有」	物件の敷地内に引込管、電線、柵等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、柵等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
「可」	物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。
「無」	前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

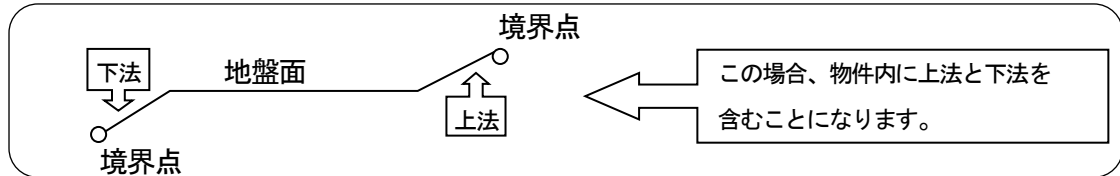
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物件調書

物件番号 2877

最低売却価格

446万円

所在地		横浜市西区境之谷9 7 番 1 5				
住居表示		－				
内 訳 、 面 積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積
		9 7 番 1 5		宅 地	7 0 . 7 0 m ²	－
						－
		合計（1筆）		※1	7 0 . 7 0 m ²	－
道路と敷地の関係		南西側で幅員約2.4mの舗装市道（建築基準法第42条第2項道路）に接道				
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域区分		市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域
		建 ぺ い 率		6 0 %	容 積 率	1 5 0 %
		外壁後退距離		－	敷地面積最低限度	－
	その他の制限	防火・準防火地域等				
		日影規制(高さが1 0 mを超える建築物/ 4 . 0 m/ 3 時間/ 2 時間)				
		緑化地域(都市緑地法)				
		不燃化推進地域(不燃化推進条例)、駐車場条例の附置義務区域(周辺地区)				
		宅地造成等工事規制区域（全市域）、景観計画（全市域）				
周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法) ※ 2						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		有	負担等の内容	セットバック（道路後退）有 ※ 3
供給処理 施設の状況	施設の種類の		状 況			事 業 所 等
	電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
	上水道	可	南西側前面道路配管200mm、敷地内引込管無し			横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085
	下水道	可	南西側前面道路配管(合流250mm)、敷地内桝無し			横浜市西区西土木事務所 045-242-1313
	都市ガス	可	南西側前面道路配管（低圧80mm）、敷地内引込管無し			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211
公 共 施 設 等	西区役所		横浜市立稲荷台小学校			横浜市立岩井原中学校
	物件の北東方 約1 . 2 km		物件の北方 約0 . 6 km			物件の北西方 約0 . 9 km
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P.23)は売却いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(県管理番号14)内に一部該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要になります。 ※3 本物件の南西側道路は、建築基準法第42条2項に該当する道路に指定されています。物件内に建築物等を建築する際には道路中心線から水平距離で2mのセットバックが必要です。 ・本物件敷地内西側に東京電力・NTTの電柱及び支柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。また、本物件敷地内西側に横浜市所有の防犯灯が設置されています。移設等については、横浜市西区役所地域振興課(045-320-8393)へお問い合わせください。 ・本物件は南西側で幅員約2.4mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地(中間画地)です。 ・本物件は北西側隣接地より約0.8～2.1m低く、北東側隣接地より約0.3～0.4m高くなっています。また、東側隣接地及び南側隣接地より約1.5～2m高くなっています。いずれも間に擁壁が設置されています。 ・南西側道路とは概ね等高に接していますが、敷地内は南西側から北東に向かって緩やかな下り傾斜になっています。 ・地域住民及び横浜市資料によると、本物件は横浜大空襲で焼失した稲荷社を再建し(年度不明)、以降は平成7年の祠撤去まで稲荷社の敷地として利用されていました。その後は地域の子供の遊び場や防災倉庫の敷地などとして令和6年2月まで町内会に貸付が行われていました。 ・北側隣接地の構造物(コンクリートタタキ)の一部、土間コンクリート東側隣接地の土間コンクリート、ブロック塀及びカーポート柱の一部並びに南側隣接地の建物に付随する金具及び雨樋が本物件上に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件のブロック擁壁が北東側隣接地に、ブロック擁壁及びフェンスが北西側隣接地に位置しています。これらについては、隣接地権者との間で取り交わした「現況工作物に関する確認書」がありますので、地位の承継をしていただきます(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・本物件の擁壁の一部が南側隣接市所有地(97番16)に越境しています。擁壁を再構築又は撤去する際は、隣接地内にある擁壁の越境部分を撤去する必要があります(売買契約書に明記)。詳細については、総務局管財課にお問い合わせください。 ・南側隣接地の樹木の一部が本物件敷地内に位置しています。この敷地は横浜市所有の貸付地のため樹木の剪定等にあたっては借受人と協議をお願いいたします。 ・北東側隣地の擁壁の水抜き穴から本物件に水が流れることがあります。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件敷地内東側地表面に、コンクリート様の工作物(貯水槽、稲荷社の底板等)が確認されています。これらについては最低売却価格に反映しているため、横浜市(売主)は契約不適合責任を負いません。市ホームページに「試掘調査時の写真」を掲載していますので御確認ください。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されていますが、このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件は不燃化推進地域に該当し、建物を建てる際は原則として全ての建物を「準耐火建築物」以上とすることが義務付けられています。 ・本物件の西方約100m付近に久保山墓地があります。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の周辺環境を現地に十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
	本物件の売払人(連絡先)		横浜市(総務局 管財課 045-671-2264)			

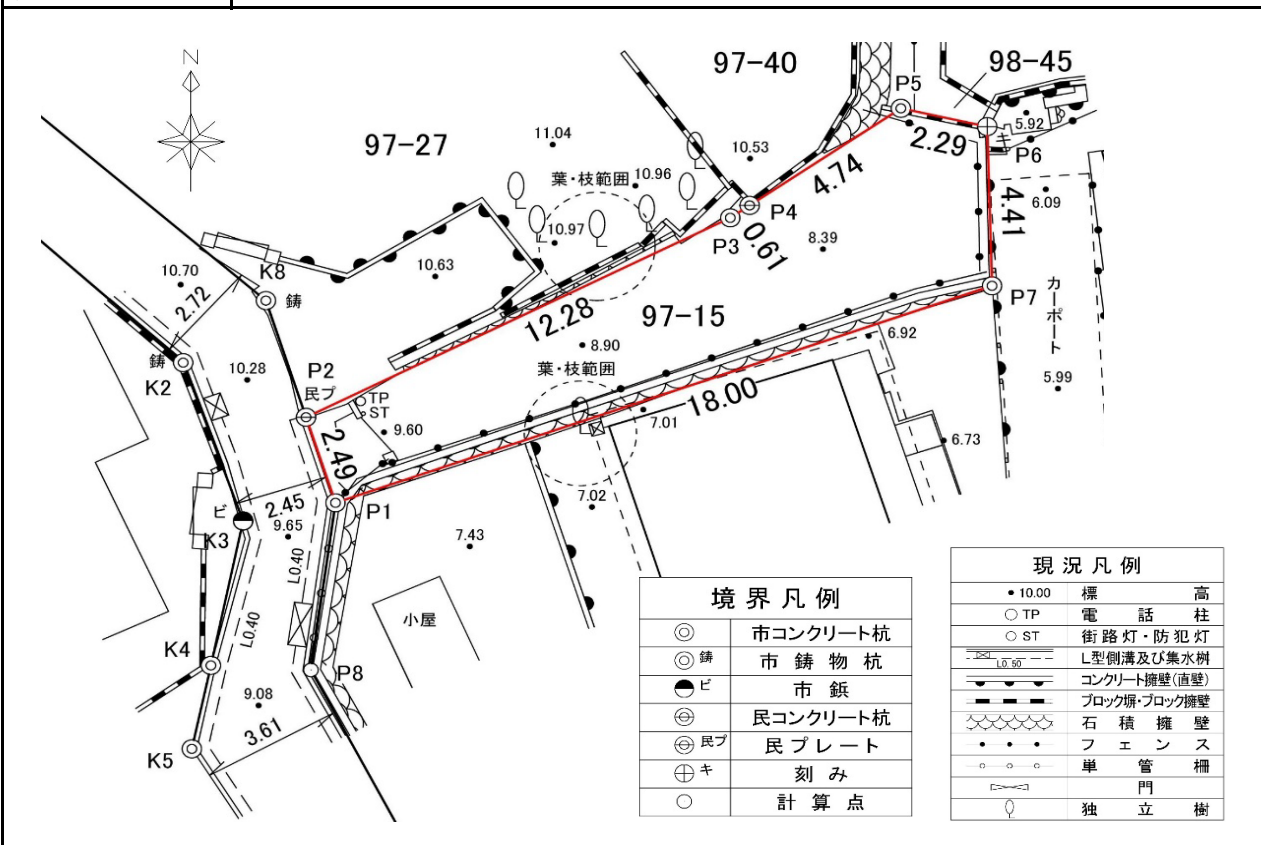
案 内 図



交 通 機 関

京浜急行本線「南太田」駅 徒歩13分

現 況 図



【2877】

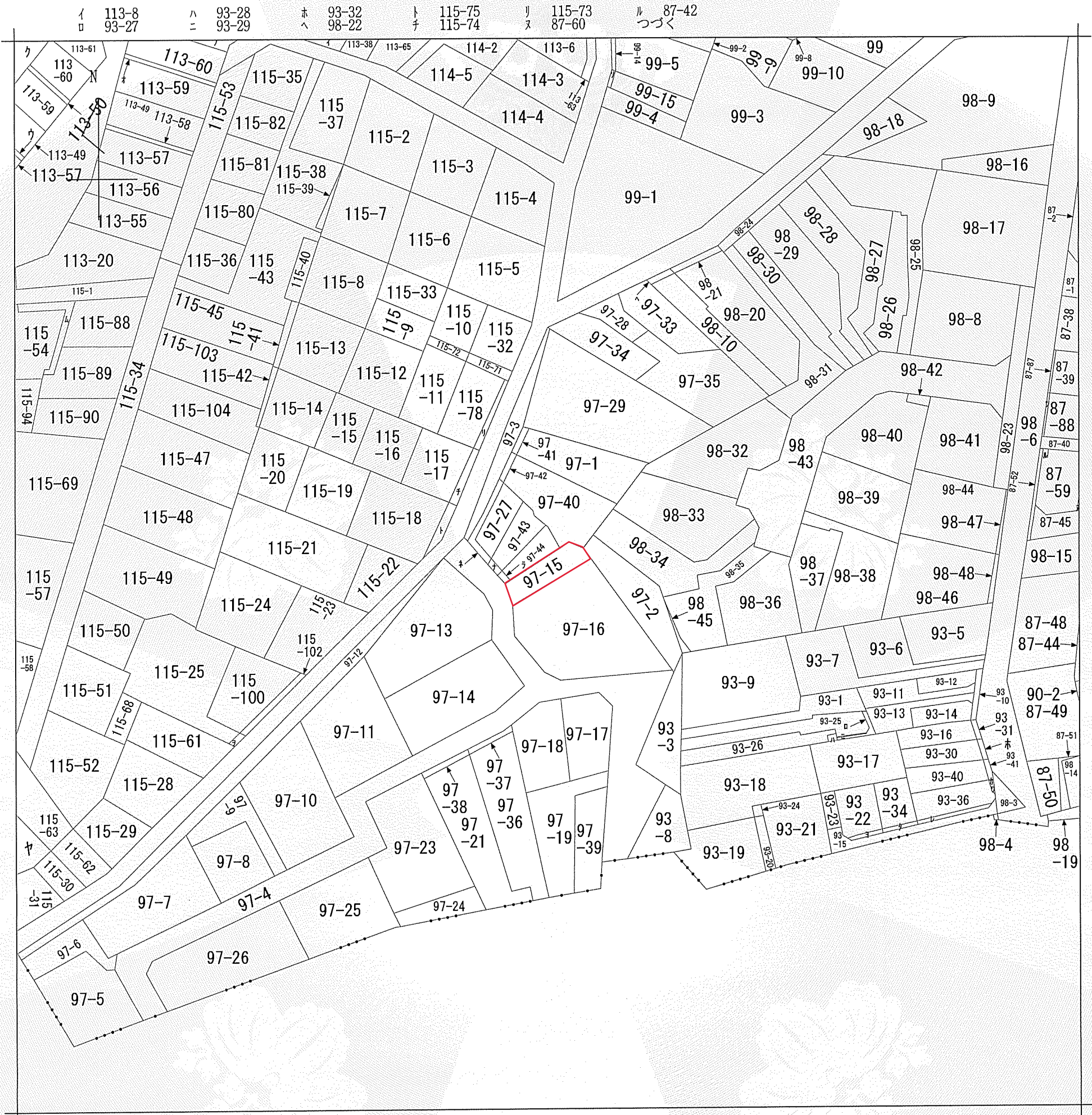
西区境之谷97番15



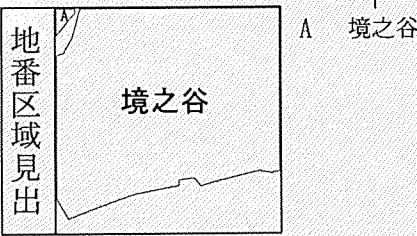
印刷日時:2024/10/17 13:34:50

西区境之谷97番15





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	横浜市西区境之谷					地 番	97番15		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 号 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和54年2月1日				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月4日
横浜地方法務局
登記官

請求番号：27-5
(1/2)

田村諭



公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 7 年 2 月 2 3 日	不動産番号	0 2 0 0 0 0 0 9 4 5 8 9
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	横浜市西区境之谷				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
9 7 番 1 5	宅地	6 8	3 7	9 7 番 4 から分筆 〔昭和 4 6 年 9 月 1 4 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 7 年 2 月 2 3 日	
余 白	余 白	7 0	7 0	③ 錯誤 〔令和 6 年 1 2 月 2 3 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余 白	所有者 横 浜 市 昭和 3 9 年法律第 1 8 号附則第 4 項により 昭和 4 6 年 9 月 1 3 日登記 順位 1 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 7 年 2 月 2 3 日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 7 年 4 月 4 日
横浜地方務局

登記官

田 村 諭

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 4 1 9 1 3 (1 / 8)

1 / 1



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月25日
横浜地方事務局

登記官

小田隆弘



地番	97-15	地積測量図
土地の所在	横浜市西区境之谷	

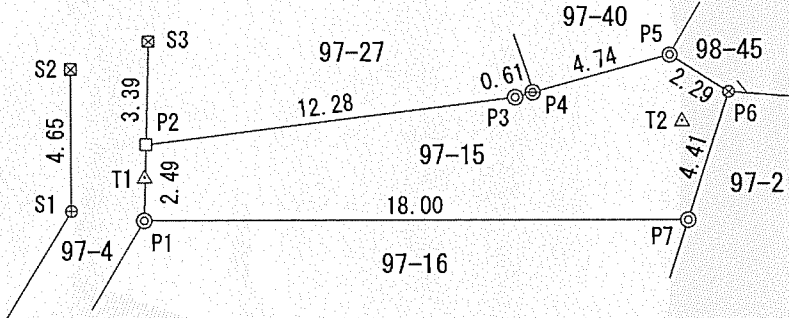
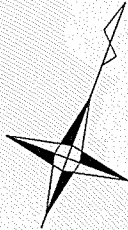
座標求積表

地番	97-15		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
P1	198.666	200.480	-807.332960
P2	201.019	199.667	1620.297705
P3	206.781	210.508	1287.887944
P4	207.137	211.001	660.222129
P5	209.910	214.850	497.807450
P6	209.454	217.090	-1055.925760
P7	205.046	217.312	-2344.361856
		倍面積	-141.405348
		面積	70.7026740
		地積	70.70 m ²

多角点・引照点座標値

点名	X座標	Y座標	点の種類
S1	198.108	198.108	道路境界標
S2	202.457	196.462	道路境界標
S3	204.224	198.560	道路境界標
T1	200.000	200.000	多角点
T2	208.035	215.987	多角点

測量年月日 令和6年11月19日 任意座標



境界標の種類	
◎	コンクリート杭(市)
⊠	鋳物杭(市)
⊕	鋳(市)
◎	コンクリート杭(民)
□	金属標(民)
※	刻み

作成者

横浜市港北区下田町4丁目1番9-407号
土地家屋調査士 回り道 晴彦

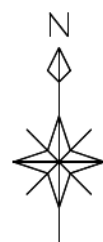
令和6年12月10日作成

嘱託者

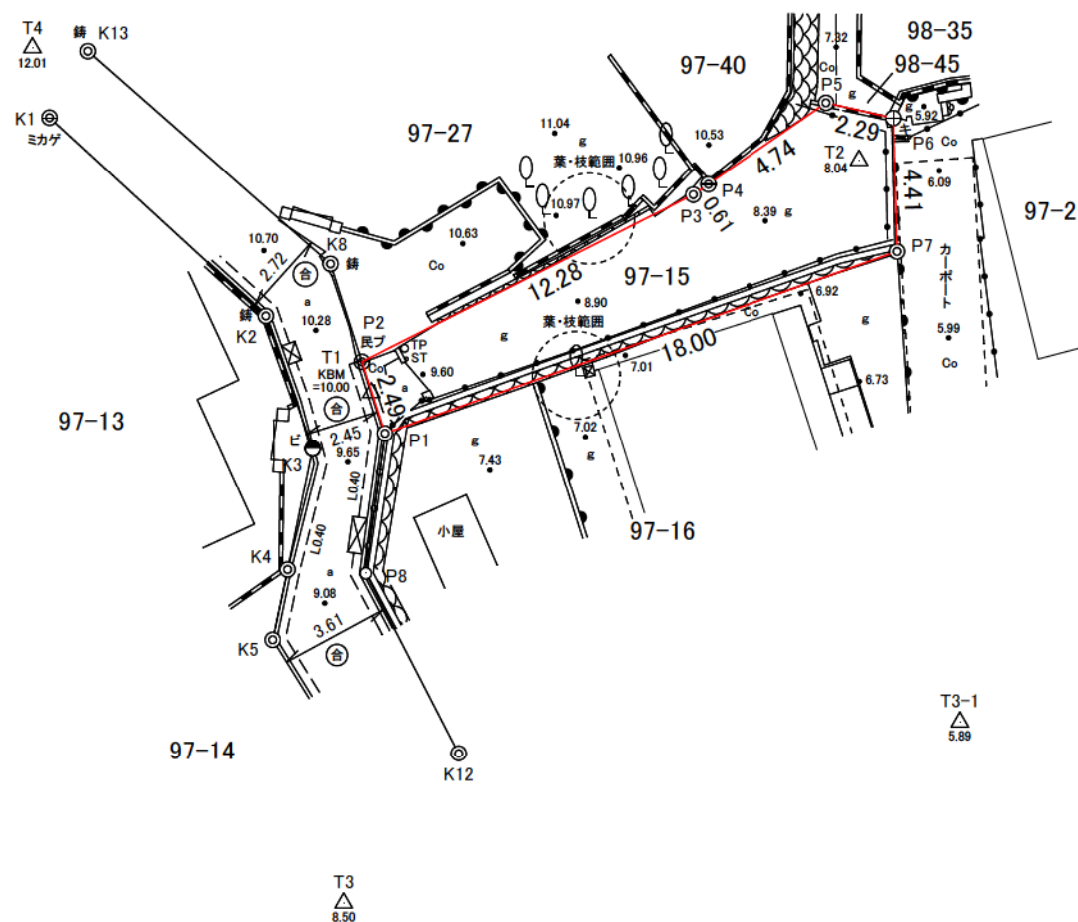
横浜市
横浜市長 山中竹春

縮尺

1 / 250



境界凡例	
◎	市コンクリート杭
◎ 鑄	市 鑄 物 杭
● ビ	市 鋌
⊕	民コンクリート杭
⊕ 民 プ	民 プ レ ー ト
⊕ キ	刻 み
○	計 算 点



現況凡例	
△	基準点
● 10.00	標高
○ 合	合流マンホール
○ TP	電 話 柱
○ ST	街路灯・防犯灯
a	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
g	土 ・ 砂 利
⊥ L0.50	L型側溝及び集水樹
— — — — —	コンクリート擁壁(直壁)
— — — — —	ブロック塀・ブロック擁壁
⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕	石 積 擁 壁
— ● — ● — ● —	フェンス
— ○ — ○ — ○ —	単 管 柵
⊕ ⊕	門
Q	独 立 樹

所 在			
西区境之谷97-15			
図面名			
現況平面図			
物件番号	物件No1	縮 尺	1/250
作成年月日	令和6年11月28日		
計画機関	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課		

座 標 求 積 表

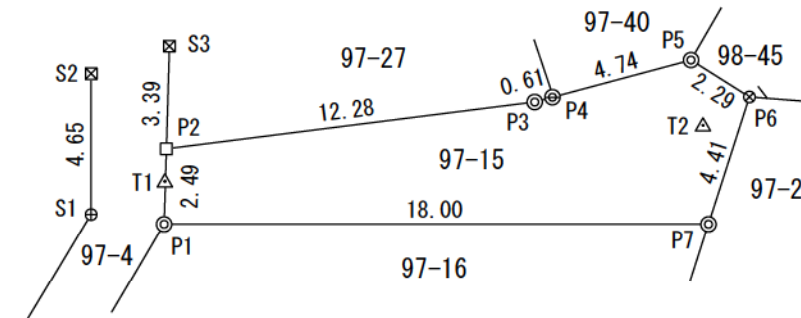
地 番	97-15		
測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
P1	198.666	200.480	-807.332960
P2	201.019	199.667	1620.297705
P3	206.781	210.508	1287.887944
P4	207.137	211.001	660.222129
P5	209.910	214.850	497.807450
P6	209.454	217.090	-1055.925760
P7	205.046	217.312	-2344.361856
	倍 面 積		-141.405348
	面 積		70.7026740
	地 積		70.70 m ²



多角点・引照点座標値

点 名	X 座 標	Y 座 標	点 の 種 類
S1	198.108	198.108	道路境界標
S2	202.457	196.462	道路境界標
S3	204.224	198.560	道路境界標
T1	200.000	200.000	多角点
T2	208.035	215.987	多角点

測量年月日 令和6年11月19日 任意座標



境界標の種類	
◎	コンクリート杭(市)
⊠	鋳物杭(市)
⊕	鋳(市)
◎	コンクリート杭(民)
□	金属標(民)
⊗	刻み

所 在	横浜市西区境之谷97番15		
図 面 名	用地実測図		
図面番号	1 / 1	縮 尺	1/250
測量年月日	令和6年11月19日		
委 託 者	財政局 ファシリティマネジメント推進課		

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2874 ～ 2877

物件番号2874（鶴見区元宮一丁目）	地域防災拠点：市場小学校（近隣）市場中学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.2m ≦ 浸水深（m） < 0.5m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和60年、平成元年 大雨による浸水被害 累計 2 回		

物件番号2875（鶴見区元宮一丁目）	地域防災拠点：市場小学校（近隣）市場中学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.02m ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和60年、平成元年 大雨による浸水被害 累計 2 回		

物件番号2876（鶴見区浜町2丁目）	地域防災拠点：入船小学校（近隣）寛政小学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0m ≦ 浸水深（m） < 0.5m ・内水 0.02m ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和54年、平成6年 大雨による浸水被害 累計 2 回		

物件番号2877（西区境之谷）	地域防災拠点：稻荷台小学校（近隣）太田小学校など		
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0 m ≦ 浸水深（m） < 0.02m ・大雨による浸水被害 なし		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和8年4月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市防災・危機管理統括本部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0≤浸水深 (m) <0.02m	0.02≤浸水深 (m) <0.2m	0.2≤浸水深 (m) <0.5m
0.5≤浸水深 (m) <1.0m	1.0≤浸水深 (m) <2.0m	2.0≤浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	20.0≤浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）		
避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和7年3月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2026/5/22 11:35:44

横浜市総務局
2026/5/22 11:36:40

	地域防災拠点		地域防災拠点区 割		広域避難場 所
	公園		災害用井戸協力の 家		公衆トイレ
	災害用ハマツ コトイレ		緊急輸送路		消防団器具 置き場
	防火水槽		帰宅困難者一時 滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅 1.2 m 以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4 m 程度）				

T.P 44.89m

横浜市総務局
2026/5/22 11:37:21

	地域防災拠点		地域防災拠点区 割		広域避難場 所
	公園		災害用井戸協力の 家		公衆トイレ
	災害用ハママ ットイレ		緊急輸送路		消防団器具 置き場
	防火水槽		帰宅困難者一時 滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅 12 m 以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4 m程度）				

横浜市総務局
2026/5/22 11:38:10

所在地 横浜市西区境之谷 9 7 番 1 5

物件番号2877

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

